

## 第2回議会力向上会議記録（抄）

（23. 7. 28）

### 一、議会力向上のための議会の権能に関する項目について

会議に先立ち、委員より検討項目の協議結果の出し方について、この会議は各会派の代表者が出席しているため会議の中で結論を出すのか発言があり、星原座長から、これからの協議の如何によっては結論が出ることや、また、協議の状況によっては各会派等へ持ち帰る場合も考えられることから、会議の運営は協議状況に応じて対応する旨の考えが示された。

正副座長より、別紙のとおり各会派等から提出された項目及び議会のあり方に関する調査特別委員会において積み残しとなった項目等を勘案したうえで選定した検討項目が示され、別紙参考資料を配布した。

本日は下記の3項目の協議を行い、下記のとおり各会派等より意見があった。

#### ①議長等議会諸役員の任期等の見直し

##### 【各会派等の意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	正副議長は2年が望ましい。 議選監査委員については2年、人数は1人。 来年の諸役員の改選を目安として一定結論を見出していけるよう意見を醸成していただきたい。
公明党 堺市議会議員団	議会が機関としての力を発揮するには議長が短期間で代わる方がいいのかどうか。議会は過去の先例を踏襲しながら運営してきたが、ここ10年で時代の変化が大きい。原点に立ち返って議会のあるべき姿を議論すべき。本来の議会の役割が定まらないと議員の処遇や他の項目も定まっていけないと考える。 議会のあるべき姿として、議会基本条例を検討すべきではないか。
ソレイユ堺	他政令市は1年が多い。議選監査委員は2年。 議会基本条例を含めたところから議論すべき。 見直し時期を決めて議論すべき。 正副議長、議選監査委員の任期は財政状況の厳しい中ではあるが、業務内容等も勘案し、待遇面も含めて議論すべき。
日本共産党 堺市議会議員団	他政令市は1年が多い。
自由民主党・ 市民クラブ	議長は議会全般に関わる業務を担うため2年が望ましい。 副議長は職務の勉強のため1年。議選監査委員は2年。 特別委員会委員は調査事項が特化しているため2年。
田中丈悦委員	議長の任期に限らず、議会の役割の議論を経てから検討すべきではないか。 議会基本条例について検討すべき。

##### 【議長経験者としての意見】

○政令市の議長は業務の範囲が広い。前年度の議長からの引き継ぎ事項もあり、経験が必要である。議長会の役員就任もある。しかし、引き継ぎが十分なされたら必ずしも2年でということではない。

○議長は議会全般に関わる業務を担うため2年が望ましい。

○副議長は職務の勉強のため1年。議選監査委員は2年。

○特別委員会委員は調査事項が特化しているため2年。

【協議結果】

諸役員の任期の見直しについては改めて協議を行う。

②会期制の見直し

【各会派等の意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	特段問題を感じない。現状のままでよい。
公明党 堺市議会議員団	重要議案である予算・決算議案が上程される2月・8月定例会は、5月・11月定例会と同じ運営方法にするのではなく、充実した本会議のあり方を含めて議論をしていただきたい。
田中丈悦委員	一事不再議をどう扱うかが問題となる。

【協議結果】

本会議の運営も含めて改めて協議を行う。

③議員間討議の実施

【各会派等の意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	委員会では委員長の裁量の範囲内で議題を決定し委員間で議論を行えばいいのではないか。
公明党 堺市議会議員団	本来、議会は議員討議を行って議案を審議すべき。現状は唯一討論のみが他会派の議員に再考を促す機会である。 市長提出議案に対して議員間の議論なしに賛否を表明している。議員間で議論することで、合意形成のプロセスが明確になる。 委員会において、議案に反対している議員の考え方を聞きたい。 議案ごとに採決するのが本来のあるべき姿。 堺市議会の最大の欠点は議案審議より一般質問が多く、議案についてはほとんどが賛否を表明するのみ。 予算案説明資料の表記がわかりにくく、当局に詳細を確認するのにかなり時間を要する。条例改正はどの部分をどう改正するのかわかりにくく、改善項目に入れていただきたい。 反問権については何を反問していいのかということ。市長は膨大な職員を抱えて答弁しており、我々議員は基本的に1人である。議員は議案を審議して賛否を表明する。判断に関係のない専門的なことに反問権を使えるのかどうか。議会がどう対抗できるのか考えなければならない。
ソレイユ堺	議案の審議に際し、当局から議案書が配布される時期が遅い。 当局の提案理由説明は十分な説明になっていない。 委員会では議案を選択して委員間討議を行うべき。 委員間討議は議員が議案に対してどのように考えているのか、市民に対して分かりやすく、民主的でよい。

日本共産党 堺市議会議員団	当局への質疑を重視している。議員間の議論をまとめていくことが大変である。 本来、議会は行政・執行機関を監視するという役割。 議案に対して反対の場合は、討論を行えばよい。 当局への質疑終了後に、委員間討議を設ければ市民に対しては分かりやすい。
自由民主党・ 市民クラブ	議員提出議案については議員間討議を行っている。 本会議を一問一答方式にするなら議題に対しての反問権を認めるべき。
田中丈悦委員	市長の反問権をどう考えるのか。議員と当局側の議論を深めることにつながるのではないかと考え、検討を始めるべき。 長谷川議員から、委員会では付託案件ごとに委員間で意見を交換することが検討項目の一つにあげられている。

委員より、協議中に議会基本条例について検討するべきではないかとの意見があり、各会派等の意向を聴取し、下記のとおり意見があった。

#### 【各会派等の意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	議会基本条例を制定していくことには異論はないが、条例を制定しないと検討項目を実施できないことはなく、並行して議論していただきたい。 特別委員会では、付託議案はないが、議員間討議に近い運営を実施しようとしているため、実施しやすいものから行うべき。
公明党 堺市議会議員団	議会基本条例について検討すべきであるが、議会基本条例がなくても、できるものは実施していくべき。
ソレイユ堺	議会基本条例を取り上げるのが主であり、部分的に検討項目のみを取り上げるのは難しい。
日本共産党 堺市議会議員団	議会基本条例については検討中である。
自由民主党・ 市民クラブ	議会基本条例については検討中である。
田中丈悦委員	議会基本条例について検討すべきである。

#### 【協議結果】

議会基本条例の制定の是非については各会派等に持ち帰り、改めて意見を持ち寄ることとなった。

#### 一、協議の結果について

①議長等議会諸役員任期等の見直し②会期制の見直しの項目については、改めて協議を行うこととなり、③議員間討議④本会議における一問一答方式の採用については、次回協議を行うこととなった。あわせて、議会基本条例の制定の是非について、各会派等に持ち帰り、次回改めて協議することとなった。

また、委員より、議員の処遇については早期に議題としていただきたいとの意見があり、星原座長より、別紙のとおり、議会のあり方に関する調査特別委員会の調査事項中「実施された項目」及び「持ち越しとなった項目」が配布され、優先的に検討していただきたい項目、議題

としていただきたい項目等については、正副座長へ申し出ることとなった。

なお、委員より、会議資料については、資料を熟読する時間を要するため事前に配布いただきたいとの意見があり、次回会議より事前に配布することとなった。

委員より、下記の資料の請求があり、各会派等へ配布することとなった。

- 政令市の人口・財政規模・議員定数等
- 正副議長の公務の状況、議選監査委員の業務状況
- 三重県議会の会期制の見直しに関する資料
- 議会基本条例に関する資料（政令市）

一、第3回議会力向上会議の開催日時について

本件については、10月6日（木）午後1時から会議を公開にて開催することとした。